

9月12日（第2日）

9月12日(水)第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	浜 先 秀 二	2番	上 松 英 邦
3番	吉 野 伸 康	4番	山 本 秀 男
5番	大 石 秀 昭	6番	片 平 司
7番	沖 元 大 洋	8番	野 崎 剛 睦
9番	胡 子 雅 信	10番	林 久 光
11番	住 岡 淳 一	12番	山 根 啓 志
13番	登 地 靖 徳	14番	浜 西 金 満
15番	山 本 一 也	16番	新 家 勇 二
17番	山 木 信 勝	18番	扇 谷 照 義
20番	上 田 正		

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	正井 嘉明
教育長	万治 功	総務部長	土手 三生
政策推進特命参事	河下 巖	市民生活部長	浜村 晴司
福祉保健部長	川地 俊二	産業部長	瀬戸本三郎
土木建築部長	石井 和夫	会計管理者	久保 和秀
教育次長	横手 重男	消防長	岡野 数正
企業局長	川尻 博文	総務課長	峰崎 竜昌
財政課長	島津 慎二	企画振興課長	亀田 浩司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	今宮 正志
議会事務局次長	平井 和則

議事日程

日程第1	報告第4号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）
日程第2	報告第5号	平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について
日程第3	議案第53号	江田島市下水道条例の一部を改正する条例案について
日程第4	議案第54号	江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について
日程第5	議案第55号	平成24年度江田島市一般会計補正予算（第3号）

- 日程第 6 議案第 5 6 号 平成 2 4 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 議案第 5 7 号 平成 2 4 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 5 8 号 平成 2 4 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 5 9 号 平成 2 4 年度江田島市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 0 議案第 6 0 号 平成 2 3 年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 1 議案第 6 1 号 平成 2 3 年度江田島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 2 議案第 6 2 号 平成 2 3 年度江田島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 3 議案第 6 3 号 平成 2 3 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 4 議案第 6 4 号 平成 2 3 年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 5 議案第 6 5 号 平成 2 3 年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 6 議案第 6 6 号 平成 2 3 年度江田島市港湾管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 7 議案第 6 7 号 平成 2 3 年度江田島市地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 議案第 6 8 号 平成 2 3 年度江田島市宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9 議案第 6 9 号 平成 2 3 年度江田島市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 0 議案第 7 0 号 平成 2 3 年度江田島市交通船事業会計決算の認定について
- 日程第 2 1 議案第 7 1 号 平成 2 3 年度江田島市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 2 2 発議第 4 号 B 型肝炎・C 型肝炎患者の救済に関する意見書の提出について

開会（開議） 午前10時00分

○議長（上田 正君） おはようございます。

昨日に続いて2日目の会議に入ります。

ただ今の出席議員は、19名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第4回江田島市議会定例会2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 報告第4号

○議長（上田 正君） 日程第1、報告第4号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） 改めまして、おはようございます。

昨日に引き続いての定例会でございますけれども、昨日は一般質問を中心に行ったわけなんですけれども、大変活発に議論をさせていただきまして、大変ありがとうございます。

本日も補正など、また決算認定などの議案を提出しておりますので、ひとつ慎重に御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程されました報告第4号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）」でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された、「市長の専決事項の指定について」に基づき、和解及び損害賠償の額の決定について、専決処分しましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） それでは、報告第4号、専決処分の報告についてを説明いたします。

このたびの専決処分は、市が管理する道路の損傷が原因で、道路を利用する車両に損傷が発生し、その損害に対して、相手方と和解し、損害賠償の額を決定したものです。

なお、本件については人的被害はございません。

2ページをごらんください。

中ほどの事故の概要にありますように、今年7月12日に、能美町鹿川の市道鹿川101号線において、土砂流出によって歩道が陥没し、車両が損傷した事故でございま

す。

相手方と損害賠償金 8 万 9, 3 3 4 円を支払うことで和解し、8 月 2 4 日に専決処分したものです。

損害賠償金は本市が加入している総合賠償補償保険で補てんされております。

また、道路損傷の復旧は即日緊急修繕を実施し、後日本復旧を完了しております。

以後、施設管理が十分なものとなるように努めてまいります。

以上です。

○議長（上田 正君） 以上で報告を終わります。

日程第 2 報告第 5 号

○議長（上田 正君） 日程第 2、報告第 5 号「平成 2 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただ今上程されました報告第 5 号、「平成 2 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について」でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、平成 2 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の審査意見書を付し、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 報告第 5 号について、別冊、平成 2 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書により説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。

1 平成 2 3 年度健全化判断比率報告書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定によりまして、健全化判断比率を次のとおり報告するものでございます。

報告する指標は 4 点でございます。

（1）総括表でその数値を示しております。

表の区分の横列の、1 番目の実質赤字比率、2 番目の連結実質赤字比率は、赤字額がないため―と表記いたしております。

3 番目の実質公債費比率は 1 0. 4 %、4 番目の将来負担比率は 9 8. 5 %であり、表の区分、縦列の 3 段目、4 段目にお示ししております早期健全化基準、財政再生基準の値以下にいずれもおさまっております。

この決算に基づく 4 つの指標値のうち、いずれか一つでも早期健全化基準以上になりますと、早期健全化団体となり、将来負担比率を除く 3 つの指標値のいずれか一つで

も財政再生基準値以上になりますと、財政再建団体となります。

次に2ページをお願いいたします。

(2) 実質赤字比率の算定根拠を示しております。

アの一般会計等の実質収支額の表の右端のE欄の実質収支額の合計が黒字のため、先ほど申し上げましたように、実質赤字比率は－の表示となっております。

次に、3ページをお願いいたします。

(3) 連結実質赤字比率の算定根拠を示しております。

それぞれの会計の実質収支額等が黒字のため、連結実質赤字比率は－の表示といたしております。

次に、4ページをお願いいたします。

(4) 実質公債費比率の算定根拠をお示ししております。

平成23年度の実質公債費比率は10.4%で、平成21年度から23年度までの単年度比率を3で除して算定したものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

(5) 将来負担比率の算定根拠をお示ししております。

それぞれ国の示す算定式にのっとり算定いたしております。

次に、6ページをお願いいたします。

2 平成23年度資金不足比率報告書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、資金不足比率を次のとおり報告するものでございます。

(1) 総括表でその数値をお示ししております。

まず、法適用企業で下水道事業会計、交通船事業会計、水道事業会計の3つの会計がありますが、資金不足額がありませんので、－と表記いたしております。

次に、法非適用企業の宿泊施設事業特別会計、地域開発事業特別会計につきましても、資金不足額がありませんので、－と表記いたしております。

それぞれの資金不足比率が経営健全化基準、20%ですが、を超えると、この企業会計について早期健全化計画の策定、個別外部監査等が求められることとなります。

なお、7ページに法適用企業の算出根拠を、8ページと9ページに法非適用企業の算出根拠をお示ししております。

10ページに参考資料といたしまして、各指標の対象範囲を示しております。

以上で、報告書の説明を終わります。

○議長（上田 正君） 以上で、報告を終わります。

先ほど報告のあった報告第5号「平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について」は、監査委員の意見が付されていますので、監査委員からの報告を求めます。

それでは、金村代表監査委員に入場していただきます。

○代表監査委員（金村謙三君） 代表監査委員をしております金村謙三です。

よろしく申し上げます。

それでは、平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見

について御報告いたします。

平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査を、去る8月9日から8月22日までの間、その算定の基礎となる事項を記載した書類の精査、照合、また、担当職員から説明を求めて慎重に行いました。

その結果、平成23年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに平成23年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、審査意見書をお手元に配布いたしておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上、報告いたします。

○議長（上田 正君） これをもって、監査委員の審査意見報告を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第3 議案第53号

○議長（上田 正君） 日程第3、議案第53号「江田島市下水道条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第53号「江田島市下水道条例の一部を改正する条例案について」でございます。

下水道法の一部改正に伴い、市が設置する公共下水道及び都市下水路の施設に関する構造及び維持管理に関する基準等を定めるために、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めらるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） それでは、議案第53号、江田島市下水道条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本条例の改正は、主として、平成23年8月に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次地域主権改革一括法に対応するものです。

6ページから12ページに条例案を、13ページから19ページに新旧対照表をお示ししております。

改正の主な内容については、20ページの参考資料で御説明いたします。

20ページをごらんください。

1. 改正に至る経緯です。

第2次地域主権改革一括法の制定に伴う下水道法の一部改正により、公共下水道の構造の基準、終末処理場の維持管理の基準、都市下水路の構造の基準及び維持管理の基準が条例に委任されたので、当該基準を条例に定めるものです。

なお、法の施行は平成24年4月1日ですが、経過措置によって、条例を平成25年4月1日までに整備することとされています。

2. 改正の概要です。

委任された基準を規定するとともに、影響を受ける規定の繰り下げなど、所要の整備を行うものです。

3. 条例に委任された公共下水道の構造の基準等の規定です。

大きく分けて三つの基準がございます。

まず、後段第7条第2項で委任された公共下水道については、(1) 第26条の配水施設及び処理施設に共通する構造の基準、(2) 第27条の配水施設の構造の基準、(3) 第28条の処理施設の構造の基準、(4) 第29条で、第26条から第28条までの適用除外、で定めております。

2つ目の法第21条第2項で委任された終末処理場の維持管理については、(5) 第30条で定めております。

3つ目の法第28条第2項で委任された都市下水路については、(6) 第31条の都市下水路の構造、(7) 第32条の都市下水路の維持管理の基準、で定めております。

これらの基準については、下水道法施行令に定められている参酌基準に基づいて定めております。

また、各条文の中で、規則で定めるとしております内容については、下水道法施行規則並びに国土交通省告示などをもとに、市の規則で定めることとして準備しております。

次に、4. 施行日ですが、平成24年10月1日と予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長(上田 正君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番(山木信勝君) 今回の国からの法律を市の条例に委任するということですが、これは地方分権一括法でね、国から地方へと自立性を持たせるために、このような条例がきたんだと思うんですね。

それですね、そのまま国の法律を市の条例へ入れ込んだんじゃ、ちょっとおもしろみはないわいの。自立性を持たせるためには、江田島市におうた条例をつくってもええわけじゃからね。

例えば、水路の断面やなんかでもちょっと大き目にしたりとかね。そういうこともできるんじゃないかなと思うんですがね。

そういうことをやったのか、やっとなるかどうかな、お伺いいたします。

それから、14ページの1番下の都市下水路に接続する特定配水施設の届出、これ

は忘れとった言うんじゃが、忘れとったで済むんかいね、こがいなことで。お伺いします。

17ページ、32条の1項と2項のことなんですが、1項は浚渫は1年に1回以上行うものとするがありますが、1年に1回検査いいますかね、浚渫やっとりましますかいね。お伺いします。

それから2番目の洗浄ゲート、これは江田島市に無いいうんですが、都市下水路があるのに無いいうんですが、なぜつくらんかったんか、お伺いいたします。

以上3点。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） まず1点目のお尋ねですが、自主性をどの部分で示しているのかというお尋ねです。

条例施行令の中で、参酌して定めるといふふうに規定されておりまして、参酌というのは、要は参照して定めなさいということでございますけれども、議員仰せのように、国が全国一律で定めている内容について、そのままでは地域の実情に合わないだろうということから、分権一括法の中で、そういった参酌基準というものを示して、地域の自主性に基づいて判断してくださいと、それによって条例に定めてくださいという趣旨の改正でございます。

それで、どの部分で国の部分と違うかと言いますと、例えば、政令の5条の9でいきますと、それは排水施設の構造の基準を定めることとなっておりますけれども、江田島市には現在なく、今後もないであろう雨水の流域下水道の流量を調節するための施設などについては、現在江田島市にないし、今後整備する予定はございませんので、こういった条項は落としております。

あと、詳細の内容については、今回の政令では具体的に示されたものではなくて、すべて規則などに委任されております。

それで、これら規則は参酌基準ではなく、そのままで持ってこれるんですけれども、今後、規則を定めるに当たってですね、地域の自主性の中で判断できるものについては判断してまいりたいと考えております。

2点目の浚渫についてですけれども、条例で示されておりますように、浚渫については1年1回以上行うことと、それで第2項におきまして、支障がない場合はその限りではないというふうになっております。

これまでの実績でございますが、都市下水路が大原の方でありますけれども、失礼しました、大柿のポンプ場のところで都市下水路がございますが、2つの砂防河川が流入しているので、豪雨が続くと砂の堆積量などがふえるようになってます。それで雨の降りました平成21年とか22年にたくさんの雨が降りましたけれども、21年度から23年度にかけて、1年に一遍程度を行っております。大新開ポンプ場の方は行っております。沈砂地の能力でありますとか流域などで堆積状況が異なりますので、一律に浚渫を行うようには考えておりません。

それから14ページの24条で新たに定めました都市下水路に関する規定ですけれども、御指摘のように、当初条例を組み込む時にですね、標準条例というものが国の方

から示されておりますけれども、各旧町時代の条例を参照しながら設けていたようでありまして、それを全部反映していく中で、漏れが生じたものと思っておりますが、実際にここで規定しております都市下水路への接続については、該当施設が江田島にはなくてですね、これまで支障が生じておりませんでした。今後、条例を定めて維持管理をするに当たっては、必要な規定でございますので、このたび改めて設けさせてもらったものであります。

あと、洗浄ゲートについてでございますけれども、洗浄ゲートについては、過去に合併、雨水と下水を流すという合併の下水道というものが全国的に行われていた時期があったんですけれども、そういうときに洗浄ゲートなどを設けて管理をしている実態が、よその団体でもございました。それを踏まえての今回の政令になりますけれども、江田島においては御指摘のように洗浄ゲートには設けておりません。

ただ、今後洗浄ゲートに類する施設を設ける可能性はゼロではございませんので、このたびの条例の中には入れさせていただいているところです。

以上です。

○議長（上田 正君） 17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 最初の地方分権一括法での自立性を持たせることですがね、ただ条例や規則を落とすだけじゃないん。新しく江田島市にあった条例をつくったかどうかを聞きよるんですよ。全然やってないんでしょ。考えてもないんでしょ。お伺いします。

それからもう一つ浚渫の件ですが、これは年に1回やらんにゃいけんいうことですが、これ検査かなんかはしよんですか。検査してないよこれ。江南・飛渡瀬の都市下水見に来られました、開けてから。検査はしてないと思うよこれは。

それから14ページの都市下水路に接続する特定排水施設の届出、これは1か月前にしなければならぬ、ああいうことも書いとるんじゃから大事なことですよ。なあってめえようなことをあなた言うたがね、やっぱりこれ1か月前に届出をせんにゃいけんいうことが書かんにゃいけんのですから、これは忘れとったじゃいけんですよ。

お伺いします、もう一度。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） 1点目の自主性に関する再度の御質問でございますけれども、一応現行の政令の基準について検討した結果、本市において適切であると判断した内容は残しております。

それから2点目の検査についてですが、何月何日という定期的ということではございませんけれども、パトロールをして支障があれば浚渫をするという取り組みは行っております。当然気づかないところもございまして、市民からの情報を得て行うこともございます。その検査という内容がパトロールのことであれば、定期として行っておりますけれども、任意の間隔で、例えば雨が降って砂が堆積したのではないかというような状況のときには一応見回って、流れに支障が出るようなことがあれば、それが浚渫をする必要があるかどうかを判断して実施することとしております。

それから14ページの届け出でございますけれども、従前もれていたということでは

ありまして、議員御指摘のように必要な規定でございます。

先ほど支障がなかったと申しますのは、対象となる施設が江田島にはなくて、届け出がなかったということで、結果的に支障がなかったということで申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第54号

○議長（上田 正君） 日程第4、議案第54号「江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第54号「江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について」でございます。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

内容につきましては、消防長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 岡野消防長。

○消防長（岡野数正君） それでは、議案第54号、江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

このたびの改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い改正するもので

ございます。

近年の電気自動車普及に伴い、設置が進められております急速充電設備が対象火気設備等の対象として定められたことに伴い、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する条例の制定基準を新たに定めるもので、全国一律に改正するものでございます。

まず、22ページから24ページに条例改正案を、そして25ページから27ページに新旧対照表を添付しております。

それでは、22ページをお開きください。

改正について主なものとして、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準が第12条の2として、上から6行目から次のページの17行目までに加えられております。

また、12条の2が定められたことによりまして、その他所要の規定の整備を図るものとして、第12条、第13条において一部改正するものでございます。

附則としまして、施行期日は平成24年12月1日から施行するものです。

また、経過措置として、この条例の施行の際、現に設置され、または設置工事がされている急速充電設備のうち、改正後の江田島市火災予防条例第12条の2に適合しないものについては、当該規定は適用しないものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 25ページですね、急速充電設備、全国的に充電スタンドいうんですかね、自動車会社も、ある自動車会社が全国に4,000個ぐらいつくるんだということで、電気自動車はやるんじゃないかということで、このたびの条例を出されたんじゃないと思うんですが、25ページの12条の2の括弧書きなんですけど、出力50キロワットを超えるものは除くとなつとんですが、この辺の意味をお伺いします。

それから、この設置届なんですけど、消防署に、これは設置する場合に届出がいるんでしょうか。お伺いします。

それから、年に2年に1回点検してね、点検したということを出すのか、その辺をお伺いします。

以上です。

○議長（上田 正君） 岡野消防長。

○消防長（岡野数正君） まず、お尋ねの件ですが、括弧書きの中の50キロワットを超えるものを除くというふうでございます。この50キロワットというのは、実は上に第12条の変電設備というのがございますけれども、ここの中で、この50キロワットは規制を受けております。ということで、この12条の2の方からは除かれておるといってございまして。

それと、届け出とか報告とかといった内容についてですが、まず、届け出等は必要ありません。これは、本来は変電設備の届け出というのは必要になるんですけども、その変電設備の中から、もう少し規模の小さい、危険度の少ないものが、この急速充電機というふうに位置付けられておりますので、急速充電機については、今のところは報告義務はございません。

今の2年に1回の報告というのも、これも、一応あくまでも自主的に行ってくださいということで、それが消防の方に出てくるということは、現在のところはございません。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 6番 片平議員。

○6番（片平 司君） ちょっと素人的な質問なんですけどね、家庭でね、もし仮にこの充電機を買ってつけるとすれば、これはそのまま消防署には何も届け出をすることはないんですよ。

○議長（上田 正君） 岡野消防長。

○消防長（岡野数正君） 一般家庭において設置する場合でも、消防の方に届け出は必要ありません。今のところですね。

ただ、通常の一般家庭は100ボルトの電流が流れておりますから、この急速充電機というのは、200ボルトの電気が必要になってきます。200ボルトというのは、どちらかといいますと一般家庭にありませんので、特別にその工事をして、それで10万ぐらい多分かかると思いますが、それで工事をして、この急速充電機をつけるということになります。で、せっかくの機会ですから、この急速充電機というのが大体180万ぐらいするそうです。ですから、なかなか家庭につけて元を取るというのは、非常に厳しい状態じゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第55号

○議長（上田 正君） 日程第5、議案第55号「平成24年度江田島市一般会計補正予算（第3号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第55号「平成24年度江田島市一般会計補正予算（第3号）」でございます。

平成24年度江田島市の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,140万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億6,634万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条 地方債の追加及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第55号、一般会計補正予算、第3号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

事項別明細書18、19ページをお願いいたします。

最初に歳入から説明いたします。

まず、14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金は、850万円の増額で、これは、厚生労働省の地域福祉推進市町村の指定を受けまして、市内にモデル地区を設け実施いたしますセーフティネット支援対策事業等に対する補助金でございます。

次に、15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金は、786万5,000円の増額で、昨年度に引き続き、県介護基盤緊急整備等基金補助金及び安心子ども基金特別対策事業費補助金の補正でございます。

17款寄附金、1項寄附金は、フェスティバル江田島への50万円の指定寄附でございます。

19款繰越金、1項繰越金は、前年度繰越金を2,644万円増額計上いたしております。

20、21ページをお願いいたします。

20款諸収入、5項受託事業収入は、410万3,000円の増額で、市外の児童を本市の保育園へ入所されるための受託収入でございます。

次に、21款市債、1項市債は、610万円の減額で、一般単独事業債、急傾斜地崩壊対策事業の防災対策事業から、合併特例事業への組み替え及び起債対象外となった箇所分の減額補正をいたしております。

続いて、歳出の方に移らせていただきます。

22、23ページをお願いいたします。

今回の歳出の補正の主な内容は、補助事業の採択に伴う事業費の補正及び普通建設事業費等でございます。

それと人件費の補正といたしまして、4月の人事異動、昇格等に伴う給与費関係予算を各款項目において補正計上いたしております。

その内訳及び合計につきましては、50、51ページの給与費明細書にお示しいたしております。

それでは人件費関係を除く主な補正について説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、7目企画費は、フェスティバル江田島への指定寄附がありましたので、こちらの方の財源にいたしまして、運営資金補助金として計上いたしております。

8目情報政策費は、超高速ブロードバンド化、光回線なのですが、に向けた住民意向調査委託料でございます。

24、25ページをお願いいたします。

12目安全対策費は、地震による津波対策といたしまして、海拔表示盤を購入いたしまして、道路施設等へ設置するものでございます。

14目集会所施設費は、沖美ふれあいセンターの空調機器等の修繕料です。

26、27ページをお願いいたします。

2項徴税费、1目税務総務費は、過誤納還付金の増額補正です。

28、29ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、厚生労働省の選定を受けたモデル事業、安心生活創造事業実施のための委託料です。

3目老人福祉費は、介護保険特別会計繰出金の減額と、県補助によります地域支え合い体制づくり事業として、権利擁護センターの拡充とふれあいきいきサロンの拠点整備等に係る事業費の補正をいたしております。

30、31ページをお願いいたします。

2項児童福祉費、3目保育園費は、本市内の児童が市外の保育園へ広域入所するための委託料です。

2目児童福祉施設費は、県補助による児童虐待防止対策緊急強化事業に伴う経費を計上いたしております。

32、33ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は、ポリオ予防接種の種類及び接種方法の変更に伴う委託料の補正です。

34、35ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は、オリーブ搾油機の設置場所変

更に伴う協議会への補助を追加いたしております。

5目農村整備費は、農道、水路の修繕料及び法定外公共物改良工事補助金の増額補正をしております。

3項水産業費、2目水産業振興費は、鹿川漁船係留施設の浮き棧橋チェーン切れに伴う改修工事費です。

3目漁港費は、老朽化に伴う美能外港の浮き棧橋新設工事費です。

38、39ページをお願いいたします。

7款商工費、1項商工費、3目観光費は、サンビーチ沖美等の維持管理及び修繕に係る経費を宿泊施設事業特別会計へ繰り出すものでございます。

40、41ページをお願いいたします。

8款土木費、5項都市計画費、2目下水道事業費は、下水道事業会計の人件費補正に伴う繰出金の減額です。

一つ飛びまして、44、45ページをお願いいたします。

10款教育費、4項社会教育費、3目公民館費は、沖美公民館の嘱託員報酬及びエアコン修繕経費を計上しております。

4目図書館費は、江田島図書館の照明器具修繕料です。

46、47ページをお願いいたします。

8目環境館費は、体育館の消防設備修繕料です。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、2目農業施設災害復旧費は、工事請負費を増額補正いたしております。

48、49ページをお願いいたします。

2項1目土木施設災害復旧費は、農林水産施設と同様、工事請負費を増額補正いたしております。

なお、50、51ページに給与費明細書、52ページに債務負担行為の支出予定額等調書、53ページに地方債の見込みに関する調書をお示ししております。

申しわけありません。

予算書5ページにお戻りください。

第2表 債務負担行為補正でございます。

追加といたしまして、県道維持修繕、路面環境保全業務委託の追加をお願いいたしております。

次に6ページ、第3表 地方債補正。

追加といたしまして、一般単独事業債、合併特例事業、急傾斜地崩壊対策事業の追加をお願いいたしております。

また、廃止といたしまして、一般単独事業債、防災対策事業、自然災害防止、急傾斜地崩壊対策事業の廃止をお願いいたしております。

以上で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,140万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億6,634万8,000円とする一般会計補正予算、第3号の説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番(山木信勝君) まず、このたびの補正もなんですけど、国のゴタゴタです、ね、国の問責決議案の可決したということで、赤字国債の発行、公債発行特例法案ですか、あれが延長となって、地方交付税やなんかに影響が出てきとるんだらう思うのですがね、江田島市への影響は全然なかったのかどうか。国の補助金等、地方交付税とか。9月4日に地方交付税の第3回が大体入らんにやいけんかったじゃらう思うんですがね。まだ入ってないんじゃないか思うんですが。そうした影響がなかったのかどうか、お伺いします。

それから6ページの地方債補正であります、合併特例債に660万円が下の急傾斜対策事業から変わったような格好なんです、残りの610万ですかね、これが一般財源になつとるんですがね。これ、そのまま急傾斜の、一般単独事業債の防災対策事業で、そのままやれば5割の交付税措置があるんですがね、お伺いします。

それから19ページの1番下の前年度繰越金であります、これ毎たび、6月も前年度繰越金が出とったんですが、決算認定がまだ終わってないのに、これを使ってもいいのかどうか、基本的なことですがね、お伺いいたします。

それから、23ページの1番下の委託料で、超高速ブロードバンド化事前調査委託料であります100万円ね。これは光回線ということですが、NTTがこれはやらんにやいけんようなんじゃが、なんで市の方がお金出してやらんにやいけんのか。その理由をお伺いいたします。

それから25ページの1番上の防災事業費であります、南海トラフがきて、津波が江田島市は3.5メートルですかね、あれぐらいくるだらうということで、看板を出されるということですがね、看板もいいですがね、インフラ整備が急がんにやいけんのじゃないですか。やっぱり低い所はある思うんですがね。その辺はどのような計画があるのか、お伺いします。

それから、27ページの1番上の還付金の増額補正であります。これは市民法人税などが予定申告なんかしとって、ほいで景気悪くなった場合に還付してあげる。そういうなんも入つとるんじゃらう思うんですがね、この間の新聞で、全国で1,544市町村があるわけですが、その97%が税額修正をしとったということです。江田島市もそれあったんじゃないですか誤りが。あったと思いますよ。私個人でも2つぐらいあったんですからね、どうなつとるんか思うんです。もう、職員の教育足らんのじゃないか思うよ、こがいに間違いが多いが。その辺中身はどうか、お伺いします。

それから29ページの社会福祉総務費の中で、1番下の安心生活創造事業委託料。これは社会福祉協議会に任せるということなんです、何をやるかといったら、買い物の支援とかなんです。具体的にもうちょっとどのようなことをやるのか。任せるいうてもね850万出すんですから、お伺いします。

それから33ページの一番下の予防接種事業442万4,000円。これはすべて一般財源なんです、これは国・県の補助金やなんかはないんですか、お伺いします。

それから35ページの農林水産業費の中の3目市オリーブ振興協議会補助金であります。去年もなんか9月ごろ補正したような気がする、協議会の方へね。これ音がする、中町の方でやるようにしとったんが、周りに音がするから沖美町へかえるいうてね、なんかおかしいことを、なんでこがいにまた100万円も出さんにやいけんのですか。お伺いします。

それから37ページの上、一番上の005農業用施設維持管理事業であります。これは法定外公共物の補助金と、その上の台帳にあります路線、そういった部分は修繕できると、この差ですよ、この理由をお伺いします。

それから一番下の水産業振興費のチェーンが切れたとか、一番下の栈橋が砕けたとかね、というような修理するんだということなんですがね、これは地元の負担金ももらわない、使用料かなんかでも入るんですか。お伺いします。

それから45ページの社会教育費の中の公民館費であります。一般事務嘱託報酬62万5,000円。これなんか美能の方の、出張所の関係があるから、今度、昼まであったのを昼からもやるような話なんですがね。あの辺は高齢者も多いし、非常に便利が悪いところからね。なるべく便利がいいように私はしてあげたいと思う、応援したいと思うんですよ。その辺もよく考えてやってほしいと思います。

それから47ページの一番下の農業施設災害復旧事業費であります。これは7月の大雨があったんですかね、あのぶんの土砂の処理をするのに民間委託されたいうんですがね、民間の処理場へ処理したということなんですが、高くつくんじゃないか思うんですがね民間へは。この辺は両方とも土木の方もその辺どう考えとるんか、お伺いします。

最後にですね、50ページに一般職の給与明細書いておりましたが、5人ほど職員が減るとるということなんですがね。きのう決算カードをもらったんですがね。人件費のところ、前年よりも増えとるんですよ。職員は減りよるんじやが、人件費は35億8,000万ですかね。なんでこんなに増えんにやいけんのかのう思うんですよ。ほいじやから、経常収支比率も91.1%と90%超えたじゃないですか。これ財政が硬直化したということですよ。財政の健全化になってないということですよ。その辺をお伺いします。

以上であります。

○議長（上田 正君） 島津財政課長。

○財政課長（島津慎二君） 失礼します。

最初にお尋ねの起債の件です、一般単独事業債、これは当初予算で自然災害防止事業として、急傾斜地崩壊対策事業がございますが、適債事業の観点からして、一般単独の防災対策事業として判断しておりました。

その後、県の指導により、この事業については、合併特例債の事業に合致しますよということで、そちらに組み替えさせていただきました。それで補正でお願いしたところでございます。

ただ残りの部分ですが、これについてはまた事業がどういうんですか、進捗状況に応じて、また、合併特例債のほうへはまれば、県の認定が合致すれば補正で対応させて

いただこうと思います。

国の方からゴタゴタによって交付税が入ってこないのではないかとということでございますが、先日、入金されております。予定どおりの額を入金しております。ただ議員さん心配されておりましたのは、県の交付税に対しては減額があったようでございます。市町村については、全額交付されております。

以上です。

○議長（上田 正君） 亀田企画振興課長。

○企画振興課長（亀田浩司君） ブロードバンドについてお伺いの件なんですけれども、議員おっしゃられるとおり、まず民間の方でそもそもやるべきではないかという御指摘だったと思いますが、県内の状況を見ますと、民間の方で整備が進んでいるのは沿岸部の都市地域の方は民間の方で整備が進んでますが、やはりあの中山間地域といえますか、過疎地域の方ではなかなか整備が進んでないという状況の中で、今現在、県内の市町の中で光が届いてない市町が、本市含めまして、あと安芸高田市、それから安芸太田町、それから庄原市、今全部で4市町という状況になっております。

そういった中で、もう既に安芸高田では今年度、来年度からのサービス供用にむけて、市の方で資金を入れてですね、整備のほうを進める方向で検討がされております。それで安芸高田はもう25年の4月から光が来ると。また一方、安芸太田それから庄原につきましても、光の方の整備の検討を今進められているという状況で、それぞれ26年にはサービスの適用が始まるんじゃないかというような情報を得ております。

そういった中で、このままですと26年以降光がきてないのが江田島市だけになってしまうということ、そういうことについて、議員の方からは市の方でお金を出すのかというのがありましたが、そういった状況を踏まえて、かなりの資金が必要になってまいりますので、まずは住民の皆様の意向を調査させていただきたいということで、今回委託料の方お願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 海拔表示板の件ですが、まずこのたび南海トラフの関係で、被害想定の部分の震度とか、そういったものの大まかなものが出ましたが、大まかな数値をもとに今県の方で被害想定区域とかそういった部分の詰めを今やっております。これが、今年度末ぐらいの目途で、浸水区域とかそういった部分のデータが出てまいります。

それを踏まえまして、インフラの方につきましてもは検討させていただくということで、たちまち当面ですね、この今の数値が出ましたので、当面、うちの方で対応できる分については早急にやらせていただくということで、今回、今の海拔表示板のものを100か所、市内100か所へ設置するような今予算をこのたび計上させていただいております。

それと後1点追加になるんですが、先ほどの地方交付税の関係の部分になるんですが、今回、9月はどうか県の方は遅れて入るような形になるんですが、市の方には一応、今回入りました。11月交付分につきましても、今後の今の公債特例法案の関係の

部分の進捗状態では、こういった状況になるかいうのはまだ未定の状況になっております。

以上です。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 山木議員が指摘されました固定資産税の誤りというのは、先般中国新聞に掲載されたものだと思うんですけども、これの中身は国の方が平成20年から23年度まで全国の市町を対象に集計したもので97%誤りがあったということで、その中に、江田島市の場合も含まれております。

中身的にはですね、固定資産税なんかで特例があるのを、その適用をしてなかったとかですね、あとは家屋を壊している状態なのに課税してたとか、ここらは市の方の責任なんですけれども、あとその住民の方と市の方とのお考えの違いといいますか、特に土地なんかは、うちの場合は宅地で課税という判断するのに、住民の側は農地じゃないかとかいうような考えの違いの部分も含まれておりまして、具体的にじゃ江田島市の場合はどれぐらいどういうケースがどれぐらいあるかいうのは、今ちょっと集計してないんで、これはまた後日議員さんの方にお示ししたいと思います。

以上です。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 29ページの安心生活創造事業委託料、これは具体的にどんなことをやるのかということなんですけども、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦だけの世帯の買い物支援など体制づくりをするための委託料でございます。そのためにニーズ調査やその買い物支援の体制づくりを構築するための委託をお願いすることとしております。

それから33ページの予防接種事業につきまして、補助金はないのかということなんですけども、これにつきましては、定期接種ということで市町が実施するというところで補助金はありません。市町単独ですべてお金を出します。

以上です。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） オリーブ振興協議会の100万の補正ですが、これにつきましては、当初旧能美町給食調理場のところを当初予算に計上しておりました。しかし、先行きの若干の音がするという。あるいはですね、それで旧能美町給食調理場の付近には民家がありますし、今回新校舎もできるということでですね、他の場所を市内いろいろと探しました。要するに、廃校の校舎とかをですね、利用するために探しましたところですね、次のようなことで、まず、沖まちづくり協議会というところはオリーブを盛んに活動していただいております。モデルの補助も旧沖小のグラウンドにも設置しました。そこらにもありますし、また、沖美ではオリーブミュージアムというものも設置されておられる。あるいは進入路としても、旧沖中の理科室が道路からすぐ入ったところにあるという立地条件これら。あるいは、騒音も民家がないということ等を考えまして、沖中の理科室をやらせていただくということで、若干地盤が、全くコンクリートから現在の校舎では違いますもんで、そういうところの補正をお願いをさしていただ

きました。

それと、続いてですけども、法定外と地元施工と修繕の違いと言われましたが、これにつきましては、市道のように法に基づく路線でありませんが、農道は一応農道台帳をつくっております。その農道につきましては、一応市の修繕でやると、法定外公共物につきましてはいろいろ御指摘ありますけども、これについては今のところ地元施工でやらさせていただいておるといふ区分けをしております。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） まず、36ページの栈橋の使用料の件でございますが、これについてはいただいております。

それから47ページ、49ページの災害に関する費用でございますけれども、民間処理をしているという御指摘でございます。

災害残土については、建設発生土については、第一の基本は公共での流用ができるかどうかを検討し、それで無理であれば一般処分場に運んでいくことにしております。それで、このたび発生しました災害発生土につきましては、公共で流用が可能なような土質ではございませんでしたので、産業部並びに土木建築部ともに、再生資源工場の方へ搬入しております。

以上です。

○議長（上田 正君） 峰崎総務課長。

○総務課長（峰崎竜昌君） 人件費がですね、前年度よりもふえているという御指摘でございますが、22年度と23年度比較しまして、確かに総額でいえばですね、1.6%ふえております。ただ、職員の職員給としては、3.7%減っております。

それでふえた要因としてはですね、退職者がふえたために退職手当負担金が増額になっております。もう一つ、議員年金制度の廃止によりまして、議員共済費が増額になっております。

それらを合わせて人件費に計上されているもので、トータルで1.6%増となったものであります。

以上です。

○議長（上田 正君） 横手教育次長。

○教育次長（横手重男君） それではですね、先ほど山木議員からありましたように、沖美のふれあいセンターにですね、沖美の公民館職員1名嘱託員を配置するようにですね、この10月から来年3月まで1名配置するのにですね、このたび補正予算を計上させていただきました。

先ほどありましたように、沖美ふれあいセンターにつきましては、出張所業務と沖美の公民館業務を兼ねておりますので、嘱託員2名ということで、時間的な制約がございますので、10月以降からも配置するようにということで、補正予算を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 島津財政課長。

○財政課長（島津慎二君） 失礼します。

繰越金については、2分の1を決算認定後に基金へ積み立てることとなっております。その他2分の1については、補正財源で運用することは許されとるものと解釈しております。

以上です。

○議長（上田 正君） 17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 前年度繰越金ですがね、決算認定を行わなくても使えるんかということをお聞きよるんよ。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 今財政課長の方から申し上げましたように、2分の1につきましては基金の方へ決算認定段階で、はい。

一応、決算認定の時点までに半分の部分の財源のある程度の見込みが立ちますので、その部分を活用させていただいておるということで御理解いただければと思います。

○議長（上田 正君） 6番 片平議員。

○6番（片平 司君） 23ページのブロードバンド調査費、ブロードバンド、具体的にやるかやらなかだけの調査をするんか、金がどのぐらいかかって、多分工事費十数億円かかるんじゃないと思うんだけどね。国の補助が何ぼぐらいあって、加入者の工事費がどのぐらいかかってとか、月の使用料が何ぼかかるとか、インターネットも今のデジタルテレビも電話も全部使えるんかどうか。そういうことを踏まえた意向調査をするんか、ただブロードバンド張ります、張ったらええんか悪いかだけか、どういうふうな調査するんかをね、具体的に教えてください。

それと、29ページに老人福祉費、地域支え合い体制づくり事業費というんが、これ具体的に。この2点。

○議長（上田 正君） 亀田企画振興課長。

○企画振興課長（亀田浩司君） ブロードバンド調査の調査内容についてでございますけれども、今現在考えてますのは、大体2,000サンプルくらいを取りまして、まずは光をきたときに、どれぐらいの利用が見込まれるかということと、それから来た場合にどういった活用を住民の皆様が希望されるかといった内容の調査をまずしようというふうに考えております。

調査結果を踏まえて、今議員がおっしゃられましたような整備の進め方等についてはまた、こちらの方で改めて検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 29ページの地域支え合い体制づくり事業費という御質問でございますけれども、これ10分の10の補助事業でございます。現在社会福祉協議会が実施しているいきいきサロンの拠点整備事業、それとあわせて、現在社協が実施してる成年後見事業とか、福祉サービス援助事業、これらに対する補助事業として計上させてもらっております。

以上です。

○議長（上田 正君） 6番 片平議員。

○6番（片平 司君） ブロードバンドはね、私も江田島市が今だけぐらいないんじ

やけどね、N T Tにまず頼むべきじゃないかと思うんよ。多分N T Tもやらんのかなんじやないかと思うんだけど、ここが集中したとこがないけえ。ほいでちょっと竹原が、竹原市でやっとなるんじやけどね。と同時にN T Tも入っとなるみたいなんじやけど、まずはね、やっぱりね、N T Tが入れてくれりゃ、江田島市は金を払わんでもええわけじやから、それから考えるんじやないのが先じゃないかと思うんじやが、どんなんですそのへん、N T Tさんは。

○議長（上田 正君） 亀田企画振興課長。

○企画振興課長（亀田浩司君） N T T以外にも業者さんいらっしゃいますけれども、そちらの方で自力といいますか、民間事業者のベースで江田島市の方に引けるかどうかというような問い合わせはこれまでもしております。

その中で、残念ながら、ちょっとですね、採算の面から民間事業体単独での江田島市への光の整備はちょっと難しいというふうにお答えいただいております。

○議長（上田 正君） 6番 片平議員。

○6番（片平 司君） 費用がね、莫大かかると思うんよ。ほじゃから確かにええんじやけどね、私もこれは賛成なんじやがね、ただ利用料とかね、加入料とかを含めた場合に、なんせ江田島市はね、高齢化率が高いからね、みんながみんなパソコン使うたりするわけじやないけえね。なかなか難しいと思います。そのへんを考えてやって下さい。以上です。

○議長（上田 正君） 4番 山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） 2点ほどお尋ねいたします。

まず1点目に、5ページの債務負担行為の補正でございますが、この来年度の債務なんです、これはなぜこの時期に追加をされるのか。また、内容、私が来年の新年度で予算を計上すりゃいいんじゃないかというふうを考えるんですが、この理由をお聞かせください。

それから2点目に、21ページの保育事業受託収入、これは江田島市から市外への保育園児の受託収入ですね。反対に31ページの委託料ですが、これが反対に他市に保育園を委託した場合の委託料ですが、これはそれぞれ何人分を追加されているのか。

以上2点をお願いします。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） まず5ページの債務負担でございます。

この業務の内容は、県道に係る維持修繕料、例えば路面清掃であったり、崩土の除去、それから、ポットホールとか舗装が傷んだところの緊急修繕などを実施するものでございます。

現在、1年を2期に分けて実施しておりまして、6月から11月までを上期、それから12月から5月までを下期として、年間2回に分けて発注しております。これは年度がわりのところで業務が途切れますと、市民の皆様にご不便をおかけにすることになってしまいますので、年度がわりの端境期を継続して業者に委託をできるように、このような6月から11月、それから12月から5月までというような形で分けております。

したがって、4月・5月分については翌年度になりますので、この辺をこのた

び債務負担行為としてお願いするものであります。

時期につきましては、12月からの発注でございますので、11月中に、業務の発注行為を始めなくてはなりません。そうしますと12月補正では間に合いませんので、このたびの9月補正でお願いしているものです。

以上です。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 21ページの保育事業受託事業、何人かということなんですけども、当初予定は3名ほど予算計上させてもらってましたけども、現在9人ということで6名分の追加をさしていただいております。

それと31ページの広域入所委託料。委託料としましては、当初2人を予定しておりましたが、現在6人ということで4人分の増額の補正をお願いしております。

以上です。

○議長（上田 正君） 4番 山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） 債務負担行為の分については12月発注ということでわかりました。

それで次に保育園の児童の委託料ですが、要は、21ページの受託収入は410万円。これが6人追加ということで、1人当たり換算しますと68万3,000円。それから、歳出の方が4人ということで、1人当たり約97万4,000円。

要は、江田島市から他市へ委託する場合の方が人数を端的に計算しましたらですよ、97万円と高いんですが、この要因ですか、これがわかれば教えていただきたいと思う。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） これにつきましては、月々の月額基準単価表というのが全国統一で厚労省が定めております。

これにつきましては、入所させる保育園の規模、入所させる子どもの年令、これによって1か月幾ら受け入れなさいというのは、すべて全国統一の基準単価がありますので、今回につきましては、入園月数、月数によって違いが出てきますので、単純に計算しても合わないということになっております。

以上です。

○議長（上田 正君） 5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 36ページ、農林水産事業なんですけど、オリーブの補助事業に100万出しとるんですが、理由を聞いたところ、沖にオリーブをようけ植えとるけえ持っていったんじゃわいのという意見を聞いたんですが、四町、どこへ何本植えたのか教えてください。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） モデル園としては、坪先が中心であります。坪先に約8年生が10本、3年生が20から30、1年生がやっぱり20本程度、これが一番大きいのは大きいです。モデル園としてですね。

ほいで小用港に今5本と小さいのが3本、これを植えております。それと柿浦小学校のところは、小学生が自ら植えた物と8年生が3本、これらがあります。沖小に今現

在3年生23本とか、8年生今十何本植えております。それが一つと。

それと先ほども言いましたように、沖まちづくり協議会では、特にオリーブに対して活発に活動していただいております。オリーブミュージアム祭典をやられたりしておりますのと、それと先ほども言いましたように地域の活性化ということで、それと騒音の問題、ここら辺をかみ合わせて、進入路等についても、旧沖中の理科室がちょうど入り口にありますので、そこにさしていただいたということです。

○議長（上田 正君） 5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） あなたは深江を造成してオリーブを植える言うたんじゃないですか。あそこへにはオリーブを植えないんですか。

私が言うのはね、深江に植えるんなら、なぜ大柿の廃校になったところへそういうものを持っていかないか。遠くの沖の方へ持っていかなくてもええんじゃないかと。いうのが私の意見なんです。

そうしたら、おたくの課長の説明によると、今後大きい機械をそういうところへ据えるいうから、その大きい機械据えるときに、オリーブ協議会に沖に持っていったらいいんじゃないですか。

今回は大柿に据えたらいいんじゃないんですか。

沖のオリーブが早うれるんですか。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 沖の地区は、今沖小は既にもう使っておられると思いますね自治会の方です。それで、このたび、もう既に8年生はオリーブの実がなっております。何としても6次化を早くやりたいということがありますので、今年度搾油機を買うことにしております。

それは、先ほど言われる釣附につきましては、まず水道、下水道等がありません。特に水道がないので、ここにつきましては、どういうんですか、植栽だけをやって搾油機の設置についてはまた別のところを企業がやります。

江田島オリーブ振興協議会でやるのは、あくまでも皆さんが市民の方もあるいは業者の方も使える程度の、要するに時間当たり約70ぐらいの搾油をする小型機をたちまち入れてやるということで、そういう候補地を探しておりました。

○議長（上田 正君） 5番 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 私は沖が悪い言うとするんじゃないんです。あなたの姿勢を言うとするんです。小豆島の方へ見に行ったときには、一生懸命植えよう植えようと言って我々に言いながら、深江に造成して植えるという運動をしながら、なぜ、大柿をそういうふうにもっていかんのですか。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 今も言いましたんですけども、将来、当然、株式会社江田島オリーブがですね、そういう適地を大柿の早瀬の方にも自分で2ヘクタールつくっております。ただ、そこら辺は将来企業が自分らで考えていただくことが出てきます。

今たちまちはそういうことで小型機を買って、ともかくも早く6次化をしていきたいということで、それと今の地域の活性化ということで、市内全域を見て、我々はそう

いうように判断をさせていただきました。

○議長（上田 正君） 9番 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） はい、2点ほど質問させていただきます。

既に質問された方々の中で、ちょっと答弁の中で私も認識できてない部分がありますので、1点目はブロードバンドの件です。

こちらに先ほど聞き取り調査というかアンケートをこれから実施されるということで、先ほどの話しでは2,000サンプルほどで、仮にその光が通った場合にどのように利用されるかというアンケート、でその後に料金関係の話しを段階に入るといったことだったかと思えます。

ここでやはりそのやはりその料金というのは、やっぱり一つの目安になると思うんですよね。

例えばその下水道事業でもそうなんですけども、この下水道なれば水洗便所いいからどうかというふうに、どういうんでしょうかね、接続するかどうかというアンケートを取られたと思うんですよね、各旧町スタートのときに。ところが、できたところその接続とか、あとは屋内の改造費とか、かなり金額が高いということになってきて、結局接続がスムーズにいったいないというような、これ現状があると思うんです。

例えばまた、今スマートフォンとかいろいろはやってますけども、例えばドコモがクロッシィという、またより高速だ、そのサービスをやってますけども、便利だと言っても、結局月々2,000円ぐらいですね、費用がアップになると、やっぱり乗り換えというのがですね、躊躇するんですよね。そういう意味では光が通ったら、やっぱりどれぐらいかかるかっていうと、今の現状のサービスの料金と比較しないと、実際じゃあサンプルして多くなって、でやったところで、その下水道とかの接続率二の舞になる、そんな感じがしますので、そこらへんをちょっとお願いしたいなというところと、あとは仮にですね、サンプルで市民の方々が、要は加入率がある程度見込めるとなった場合に、実際では、どういうんですかね、いつからスタートをすることを今現状目標として掲げられとるのか。今先ほどの安芸太田町であるとか庄原は、平成26年度スタート見込みという話があったんですが、江田島市の場合そのアンケートで、どういうんですかね順調にいけば、いつを、例えば平成27年度4月なのか、それよりか後なのか、それか前なのか、そこらへんところの今の現時点でのところを目標というかスタートを教えてください。

もう1点は、今先ほどから質問もありましたオリーブの搾油機の件です。

確かに今、私はその設置場所がどうのこうのという問題ではなくてですね、もちろん今の市民の方々に補助金を持って購入していただいた苗というのが、早くて今、2年前ですから4年生ですね。そうすると、実際そのオリーブの実ができるのは、あと3年か4年後くらいになってくると思うんです。この搾油機を旧沖中学校の理科教室に設置して、もちろん、これは市民の皆さんが今度自分達の、自分のオリーブの実を持っていくということになると思うんです。そこの管理の、どういうんですか、貸し出しというのか、どういったらいいんでしょうかね、市民が利用するときのそのルールづくりというのは、どういうふうに考えてらっしゃるのか。

今はたちまちはモデルオリーブ園の8年生とか、例えば小用にも今かなりたくさんのおリーブの実ができています。そういったものを持って行って搾るんだと思うんですけども、今後、今市民の皆さんが育てているものができたときに、どういうふうに利用するのかってところ、協議会として今煮詰めていらっしゃるのか、その点教えてください。

○議長（上田 正君） 亀田企画振興課長。

○企画振興課長（亀田浩司君） ただいまのブロードバンドの関係の御質問なんですけれども、まず料金についてということですけども、料金について考えなければならぬとなりますと、市の方でもうすべて設備を整備して、どういった料金をとるかということになるかと思いますが、近年の光の整備の方法としましては、市といいますか行政の方で整備をして、運営を、何て言いますか、民間の方にお任せするというようなスタイルのほかにはですね、民間企業の方でもう整備されて、それで民間企業の方がまた運営もされると。ただ自前でやるだけでは、もう採算がとれないので、その、その何ていいますか、差分といいますか、その分を補ってんしてくれというような整備の方法もございまして、それでいきますと、料金体系は今の民間業者さんの料金体系ということになってこようかと思えます。

どちらの整備方法が有利かという事ともですね、どれくらいの利用が見込まれるかということで、またちょっと検討しないといけないところがありますので、まずはちょっとどれくらいの利用が見込まれるのかというあたりを、まず調査してみたいというところが1点です。

それから時期につきましては、これからそういった検討とかですね、にどれくらい時間をかけるかということがございますが、もしこれで調査結果、かなりの加入率が見込まれるということで、また予算の方等も今後議会の方で、仮に3月当初に向けて予算の方が通るということになりましたら、一応最速では26年4月には導入可能だというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 今言われましたオリーブですけども、実際にやってみますと、優等生は4年生ぐらいで、うちの庁舎の前にも2つ3つなっております。なるんです。4年生でもなってくるのがあります。8年生では小用なんかは相当数になってきておるということで、当初8年から10年という長いこと言いましたけども、実際には四、五年で、あるちょっと楽しめる程度はなってきます。

これをそれではどうするかということにつきましては、補正予算が通りましたら、9月の25日に臨時オリーブ振興協議会を開催しましてですね、今言われました、さあ管理をどうするか、あるいはそれは事務局では案は持っておりますけども、協議会の方で決定をしていただいてから、公表させていただきたいと思っておりますので、一応はそういう計画は持っております。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより、直ちに採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(上田 正君) 暫時休憩とします。

11時40分まで休憩いたします。

(休憩 11時34分)

(再開 11時40分)

○議長(上田 正君) 休憩を解いて、会議を再開します。

日程第6 議案第56号

○議長(上田 正君) 日程第6、議案第56号「平成24年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第1号)」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第56号「平成24年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第1号)」でございます。

平成24年度江田島市の介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億2,023万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(上田 正君) 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長(川地俊二君) ただ今上程されました議案第56号の平成24年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会計の補正予算、第1号について説明いたします。

このたびの補正は、主に人事異動による職員給与費の減額補正と、平成23年度分の社会保険診療報酬支払基金の交付額の精算の結果、返還金が生じたための増額補正をお願いするものでございます。

初めに歳入です。

58ページ、59ページをお願いします。

第7款繰入金、1項一般会計繰入金、職員給与費繰入金を454万円の減額補正するものであります。理由といたしまして、人事異動に伴う人件費の減によると減額補正でございます。

60ページ、61ページ、第8款繰越金でございます。前年度繰越金430万8,000円の増額補正。これは決算見込みによる繰越金を計上いたしております。

次に歳出ですが、64ページ、65ページをお願いします。

第7款諸支出金、第2項償還金及び還付加算金でございます。430万8,000円の増額補正。平成23年分の社会保険診療報酬支払基金の概算交付金を、精算の結果返還が生じたので、増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 63ページに積立金でありますけどね。介護給付費準備基金なんですけど、この基金が、もうだいぶ底をついとるんじゃないか思うんですけどね、これでどれくらいなるんでしょうか。前年度1億ぐらいあったんですけど、このたび4,000万円ぐらい取り崩し、ほいで積立がこのたびで2,354万円。結局どれくらいになるんですかね、予定ですかね。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） ただいまの詳細の数字は持っておりませんが、6,000万程度というふうに見込んでおります。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第57号

○議長（上田 正君） 日程第7、議案第57号「平成24年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第1号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただ今上程されました議案第57号「平成24年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第1号）」でございます。

平成24年度江田島市の宿泊施設事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,980万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 宿泊施設事業特別会計補正予算、第1号について御説明をいたします。

補正予算事項別明細書74、75ページをお願いいたします。

まず歳出でございます。

今回の補正は、1款事業費、1項管理費、1目管理費、宿泊施設管理運営事業費の委託料17万円、工事請負費を116万7,000円、備品購入費を61万3,000円及び下水道事業費受益者負担金分担金を5万円増額するものであります。

主な内容は、さきの福山市のホテル火災により広島県西部建設事務所が実施しました防災査察において改善指示を受けたサンビーチおきみの排煙オペレーターについて、お客様の安全確保の観点から早急に工事を行う必要がありますので、予算補正をするものであります。また、同施設の調理場冷蔵庫が老朽化により、冷蔵機能が著しく低下していることが判明しましたので、食の安全性の確保のため、早急に購入するために補正をするものです。

次に、財源でございますが、前ページ72、73をお願いいたします。

1款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金200万円を計上しております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番 片平議員。

○6番（片平 司君） サンビーチの件みたいなんじゃないけどね、ロッジを含めたいわゆるサンビーチとロッジよね、経営状態は今どんなんです。どうも持ち出しが多いようなんじゃないけど。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 平成23年度の実績報告が4月27日に提出されております。

ここでいきますと、23年度の純利益はマイナスの1,943万1,000円、約1,900万の赤字は生じております。

その主な理由としましては、東北震災での旅行の控え、あるいは2月の1か月間、温泉の井戸の改修工事をしたために、お客さんが9,800人ほどの減となったこと等が主な要因として挙げられております。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 工事請負であります。サンビーチの防災査察ということで、これは3階以上だったら、こういうものを直さんにやいけんとか、2階までならほいじゃいらんかったということですか。

それから50万以下は休暇村の方が出さんにやいけんようになってるんですがね、冷蔵庫も50万以下ぐらいはありますがね、お伺いします。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） まず査察の件ですけども、これにつきましては、3階以上につきましては、建築基準法でいう3階以上につきましては査察を対象となっております。で、能美海上ロッジはなぜならんかと言いますと、3階部分は単なる倉庫という認定を受けておりますので、サンビーチ沖美だけが今回の査察対象です。

続いて、じゃ冷蔵庫についてどうかということでしょうけども、これは、要するに施設管理者、我々が施設の要するに管理者、江田島市はあくまで市が管理しておるものです。こういう施設については原則市がやると、通常の床が少々めくれたり、いろいろ電気が切れたり、そういうものの維持修繕的な方につきましては、協定です。50万未満は指定管理者の方でやるというようになっておりますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 5 8 号

○議長（上田 正君） 日程第 8、議案第 5 8 号「平成 2 4 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 2 号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただ今上程されました議案第 5 8 号「平成 2 4 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 2 号）」でございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 石井土木建築部長。

○土木建築部長（石井和夫君） それでは、議案第 5 8 号、平成 2 4 年度江田島市下水道事業会計補正予算、第 2 号について、御説明いたします。

このたびの補正は、当該会計に係る職員の人事異動に伴う職員給与費の補正及び汚水処理に係る電気代や薬品代などの経費の増に伴う処理場費の補正を行うものであります。

下水道事業会計補正予算書の 1 ページをごらんください。

第 1 条、平成 2 4 年度江田島市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は次に定めるところによる。

第 2 条、平成 2 4 年度江田島市下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入について、第 1 款下水道事業収益の第 1 項営業収益を 2 万 5, 0 0 0 円の減額補正。第 2 項営業外収益を 3 4 0 万 7, 0 0 0 円の増額補正を行いまして、第 1 款下水道事業収益の補正後合計額を 8 億 9, 8 6 2 万 5, 0 0 0 円とするものです。

次に支出について、第 1 款下水道事業費用の第 1 項営業費用を 3 6 9 万円の増額補正を行いまして、第 1 款下水道事業費用の補正後合計額を 8 億 9, 5 4 6 万 9, 0 0 0 円とするものです。

第 3 条、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入について、第 1 款資本的収入の第 2 項出資金を 6 4 8 万 4, 0 0 0 円の減額。

第4項負担金を19万4,000円の減額補正を行いまして、第1款基本的収入の補正後合計額を5億3,630万6,000円とするものです。

次に支出について、第1款資本的支出の第1項、建設改良費を667万8,000円の減額補正を行いまして、第1款資本的支出の補正後合計額を8億6,274万5,000円とするものです。

第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり改めるものです。

(1) 職員給与費を947万8,000円の減額補正を行いまして、1億183万7,000円とするものです。

第5条、予算第8条に定めた金額を次のとおり改めるものです。

一般会計補助金を340万7,000円の増額補正を行いまして、1億2,211万円とするものです。

実施計画は3ページ、4ページに、資金計画は5ページ、給与明細書は6ページ、費用別内訳は7ページ、8ページに記してあるとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長(上田 正君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番(山木信勝君) 7ページの処理場費649万円の増額補正であります。これは、し尿処理場、いわゆる前処理施設の希釈に伴うものが多くなったということで、こういう増額なつたと聞いておりますが、前処理施設では脱水汚泥やなんかを使いましてね、汚泥を呉のゴミの焼却場へ持って行って燃やすということで、希釈の方も10倍から7倍ぐらいで済むことでね、水が少なくて済むということで、なんでこれ多くなつたんかね思うんじやが、お伺いします。

○議長(上田 正君) 石井土木建築部長。

○土木建築部長(石井和夫君) 今お話にありましたように、前処理施設から絞った汚水を今大柿処理場の方に流入しております。そのときに、過去の調査では約7倍ほどの希釈で済むであろうということございましたけれども、7倍希釈では、大柿処理場からの処理水の水質基準をです、確保できない状況が生じておりましたので、それを基準内におさめるためにさらに薄めて、量がふえた状態で前処理施設から大柿処理場の方へ流入させておりました。その関係で処理量そのものが増えておりましたので、関係する電気代並びに薬品代に増額が生じたものです。

以上です。

○議長(上田 正君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第59号

○議長（上田 正君） 日程第9、議案第59号「平成24年度江田島市水道事業会計補正予算（第1号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただ今上程されました議案第59号「平成24年度江田島市水道事業会計補正予算（第1号）」でございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 川尻企業局長。

○企業局長（川尻博文君） 議案第59号、平成24年度江田島市水道事業会計補正予算、第1号の御説明を申し上げます。

今回の補正は4月6日の落雷被害に伴う修繕費として630万円を追加するものでございます。

内容は、市内4か所の監視カメラ、電磁流量計等の水道施設監視機器の修繕であり、収入は全額町村会全国自治協会加入の保険で対応いたします。

それでは1ページをごらんください。

第1条、平成24年度江田島市水道事業会計補正予算、第1号は次に定めるところによる。

第2条、平成24年度江田島市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず収入でございます。

第1款、下水道事業収益、第2項営業外収益、これは630万円を追加し、第1款の水道事業収益を8億4,249万1,000円とするものでございます。

支出です。

第1款水道事業費用、第1項営業費用、これに630万を追加し、水道事業費用の合計額を8億3,182万6,000円とするものでございます。

3ページに補正予算の実施計画、4ページに資金計画、5ページに費目別内訳書を付けておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 0 議案第 6 0 号～ 日程第 2 1 議案第 7 1 号

○議長（上田 正君） 日程第 1 0、議案第 6 0 号「平成 2 3 年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第 2 1、議案第 7 1 号「平成 2 3 年度江田島市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までの 1 2 議案を一括議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま一括上程されました議案第 6 0 号から議案第 7 1 号までの平成 2 3 年度各会計の決算の認定等について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定によりまして、議案第 6 0 号で、平成 2 3 年度江田島市一般会計歳入歳出決算、議案第 6 1 号で同じく国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第 6 2 号で同じく、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、議案第 6 3 号で同じく介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算、議案第 6 4 号で同じく介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算、議案第 6 5 号で同じく住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、議案第 6 6 号で同じく港湾管理特別会計歳入歳出決算、議案第 6 7 号で同じく地域開発事業特別会計歳入歳出決算、議案第 6 8 号で同じく宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算を、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定によりまして、議案第 6 9 号で、平成 2 3 年度江田島市下水道事業会計決算、議案第 7 0 号で同じく、交通船事業会計決算を、監査委員の審査意見書及び関係書類を添えて、議会の認定をお願いするものでございます。

また、地方公営企業法第32条第2項の規定によりまして、議案第71号で、平成23年度江田島市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定によりまして、平成23年度江田島市水道事業会計決算を、監査委員の審査意見書及び関係書類を添えて、議会の認定をお願いするものでございます。

平成23年度の決算が、その予算執行において合法的に行われたか、またその会計処理が適正に行われたか、あるいは地方公営企業の運営がその基本原則に沿ってなされたかなど、その審査に当たり、金村代表監査委員、林監査委員におかれましては、大変であったかと存じます。

一般会計及び特別会計につきましては、8月2日から8月17日まで、公営企業会計につきましては、6月12日から8月17日までの間、両監査委員には熱心なる審査に当たられ、その労に対しまして厚く敬意を表する次第でございます。

審査意見書の結びにありますように、市長就任後、1期4年目の最後の決算であり、この間、国の政権交代、東日本大震災など、大きな出来事があったが、就任時のキャッチフレーズ「協働・改革・前進」へ向けた取り組みによる一定の成果が見受けられる。

また、行政運営は国の影響を多分に受けるところがあるが、本市が直面している課題を先送りすることなく推進し、市民福祉の増進に一層努められたいとの御指摘をいただきました。

その厳しい御指摘の中にも、温情あふれる御示唆もいただいております。

議会におかれましては、何とぞ御理解ある御審議をいただきまして、的確なる認定を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、議案第60号から議案第71号までの、平成23年度各会計の決算の認定等についての提案理由といたします。

何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

本12議案については、監査委員の意見が付されておりますので、監査委員からの報告を求めます。

それでは金村代表監査委員に入場していただきます。

○代表監査委員（金村謙三君） それでは、平成23年度江田島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査並びに平成23年度江田島市公営企業会計決算審査意見について御報告いたします。

平成23年度江田島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査につきましては、去る8月2日から8月17日までの間、関係諸帳簿及び証拠書類等の調査などを行い、また平成23年度江田島市公営企業（下水道事業・水道事業・交通船事業）会計の決算につきましては、去る6月12日から8月17日までの間、総勘定元帳、その他会計帳票及び関係証書等の照合など、通常実施すべき審査を慎重に行ってまいりました。

その結果、平成23年度江田島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況並びに平成23年度江田島市公営企業会計決算は、関係諸帳簿の各計数と符合してお

り、疑義の経理はありませんでした。

なお、審査意見書、お手元に配付しておりますので、御高覧いただきますようお願いいたします。

以上、報告いたします。

○議長（上田 正君） 以上で、監査委員の報告を終わります。

決算審査特別委員会の設置

○議長（上田 正君） お諮りします。

ただ今一括議題といたしました、議案第60号「平成23年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、議案第71号「平成23年度江田島市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までの12議案については、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、各常任委員会の所管事項別に各分科会へ分割付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本12議案は、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（上田 正君） お諮りします。

ただ今設置されました決算審査特別委員会の正副委員長の選任については、いかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長一任とのことですが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、議長において、委員長に胡子雅信議員、副委員長に吉野伸康議員を指名いたします。

日程第22 発議第4号

○議長（上田 正君） 日程第22、発議第4号「B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書の提出について」を議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの趣旨説明を求めます。

8番 野崎剛睦議員。

○8番（野崎剛睦君） 発議第4号。

平成24年9月12日。

江田島市議会議長。

上田正様。

提出者、江田島市議会議員 野崎剛睦。

賛成者 江田島市議会議員 浜先秀二、賛成者 江田島市議会議員 山木信勝、賛成者 江田島市議会議員 吉野伸康、賛成者 江田島市議会議員 新家勇二、賛成者 江田島市議会議員 山本秀男。

B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

意見書の提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長でございます。

別紙の意見書は、朗読を省略いたします。

以上です。

○議長（上田 正君） 以上で、趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われまますので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（上田 正君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

これで平成24年第4回江田島市議会定例会を閉会いたします。

（閉会 12時17分）